

4 対応のレベルアップ ～反省・教訓をいかす～



文部科学省

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ①

中学1年生男子生徒の自死事案。自死の数ヶ月前から、見下す言葉でのからかい、仲間外れ等のいじめを受けているとの相談が学校にあった。第三者調査委員会の調査結果においては、「それらの出来事及び学校の対応と自死については、関連性があると考えられる。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	事案発生当時、学校のいじめ防止基本方針、当該地方公共団体のいじめ防止基本方針及び対応マニュアルが策定されていたが、 <u>基本方針等に基づく対応が教職員に周知徹底されていなかった。</u>
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none">・早期発見のための<u>アンケート調査を年6回実施</u>していた。5月の調査では当該生徒の<u>いじめが疑われる記載があったが</u>、学校では<u>特に確認を要するものとはとらえなかった</u>。またその後のアンケート調査を<u>2回連続当該生徒が提出していない状況</u>であったが、学校は<u>特段の対応をしなかった</u>。
組織的対応	<ul style="list-style-type: none">・保護者からの相談を受け、学校では臨時会議を開催し、情報を共有しながら対応していたが、<u>一部のいじめについては担任止まり</u>となっていた。・学年ごとに生徒の問題行動を処理しようとする傾向が強く、「小さな問題」と捉えた事案については、<u>学校全体で情報共有がなされず、管理職による点検・指導が行われなかった</u>。・事案について養護教諭やスクールカウンセラーと情報を共有して対応に当たることをしなかった。・<u>自死発生前、本件いじめについて学校から教育委員会への報告は行われていなかった</u>。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none">・当該生徒と加害生徒の問題について、<u>対応方針を事前に双方の保護者と協議せず</u>、また、一部の加害生徒の保護者に対しては、いじめについて報告をしていなかった。・<u>学年集会を開催して指導を行ったが</u>、後日、<u>当該生徒が加害生徒から「チクった」と言われた</u>。このことについて学校は保護者から相談を受けたが、<u>特段の対応を行わなかった</u>。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none">・<u>当初、遺族の意向を受けて自死については「転校した」と他の生徒に伝えた</u>(当該生徒の自死についての公表は発生から約1年後であった)。・第三者調査委員会はすでに常設機関として設置されていた。事案発生後、学校による基本調査を実施し、事案発生から2か月後に第三者委員会による詳細調査を開始した。・遺族に対して、第三者調査委員会による調査結果を報告。

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ②

中学1年生女子生徒の自死事案。クラス及び部活動において、暴力を伴わない悪口、心理的な嫌がらせが日常的に発生していた。第三者調査委員会の調査結果においては、「「いじめ」被害を受けたことが自殺の主要な原因である。」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法施行後間もない時期に発生した事案であるため、学校の基本方針は策定されていなかった。 ・学校としてのいじめ事案の報告経路・情報共有の方法を含むいじめへの対応方針は策定・共有されていたが、方針に基づく対応が徹底されていなかった。
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的実施していたアンケート(月1回)の結果について、当該生徒の回答に変化が見られたものの、十分な分析の下、対応を行わなかった。 ・その他保護者からの相談、当該生徒の様子の変化、部活動の欠席など、学校として個々の事案を把握していたが、学校はいじめと認知して対応していなかった。
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当時学校が定めたいじめ事案に係る報告経路・情報共有の方法が徹底されておらず、一部のいじめでは担任と学年主任のみで対応をとり、学校の対策組織には共有されていなかった。 ・いじめ、クラス内のトラブルが発生し、いじめ対策組織において協議した場合でも、協議の内容について記録が作成されていなかった。 ・当該生徒についてスクールカウンセラーの利用実績はなかった。
いじめへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・担任は、被害生徒に声をかけたところ、「大丈夫」と答えたため、様子を見守ることとしたが、その対応方針は、組織的に判断して決定されたものではなかった。 ・部活動におけるいじめについて具体的な対応を定めていなかった結果、顧問から学校の対策組織に報告がなされていなかった。 ・顧問も交えた部活動のミーティングの中で、加害側から被害生徒の性格的な面への指摘があり、被害生徒が自らの性格の改善を約束するという結果になった場面があった。この後も悪口等のいじめが継続していたが、学校は特段の対応を行わなかった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校及び教育委員会による調査結果を遺族に提示(閲覧のみ)。 ・第三者調査委員会の設置に関して、スタートの時点で要綱の内容、人選について遺族との協議を円滑に行うことができなかつたため、調査の開始が約10ヶ月後となった。

法施行後に発生したいじめが背景にある自殺事案 ③

中学2年生男子生徒の自死事案。生徒はクラス及び部活動において、嫌がらせ、暴力等を受けており、担任とやりとりしていた生活記録ノートには、いじめを受けたことや「死にたい」旨の記載があった。学校による調査結果においては、「本いじめ事案が自殺の一因であった」とされた。

事項	当該事案における学校等の対応
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校のいじめ防止基本方針</u>について、<u>背景や内容を教職員で理解・共有できておらず、アンケートの実施など、計画に則った取組ができなかった。</u>
未然防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が、生徒が発するSOS(生活記録ノートの記載等)を共有できなかった。 ・いじめ・自殺・生徒指導等に関わる文科省・県教委等からの諸資料は、担当者に回覧されたが、教職員に周知・徹底されず、諸資料を効果的に活用することができていなかった。 ・いじめ防止やいじめに対する指導法、生徒理解を深めていく方法等についての研修が不十分だった。
組織的対応	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校にいじめの防止のための組織は設置されていたが、各学年の状況やいじめ防止の取組を確認する場としては機能していなかった</u>(学年での対応が主となっており、学年間の情報交流が少ない)。 ・情報共有すべき内容が明確でなく、<u>担任が、いじめに係る情報(生活ノートの記載等)を学校のいじめ対策組織で共有しなかった。</u> ・学校として、<u>担任の経験や感覚だけに頼らず、複数の教員の目で生徒を捉え、情報交換を通して生徒の理解を深めることができなかった</u>(明るく、元気に生活している面と「死にたい」、「だめだ」等の言葉をノートに記載する面のギャップをどう理解するか等)。
いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、<u>生徒間のトラブルをからかい、ちょっかいや喧嘩と捉え、いじめと認知することが出来なかった</u>。また、重大事態に発展する事案が発生するという危機意識に欠けていた。 ・いじめが発生し、<u>周囲もその行為を見ているながら解決に結びつけていくような行動をとることができなかった</u>。「いじめは絶対にしてはならない」などの規範意識を生徒に徹底させる教職員の指導が不十分だった。 ・家庭との連携が不十分だった。欠席した生徒への連絡、大きな問題やけが等があったときの連絡は行ってきたが、気になることがあったら、家庭に連絡を取って情報を共有する手立てが欠けていた。学校行事や面談などの機会を積極的に利用し、情報共有を行う必要があった。
学校による調査・第三者調査委員会による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が実施した調査結果を遺族に報告・説明した。<u>調査の際のアンケートについては、個人名を伏せて遺族に提供した。</u>

いじめの重大事態に関する誤った対応事例

【事案1】

- 平成27年11月、市立中学校3年生女子生徒の自殺が発生。**事案発生直後より、御遺族からいじめをうかがわせる資料の提示等**があった。
- そのような状況にあるにもかかわらず、教育委員会・学校が実施したアンケート調査等においていじめの事実が把握できなかったことをもって、平成28年3月、教育委員会会議において「いじめの重大事態ではない」旨を議決した。



御遺族からの訴えがあった時点でいじめの疑いがあるものといえるため、「いじめの重大事態」として捉えるべきであった。

教育委員会として第三者調査は実施していたが、平成29年5月30日、先の議決を撤回。6月2日、第三者調査委員会の解散を決定。

【事案2】

- 平成29年4月、市立中学校2年生男子生徒の自殺が発生。当該生徒の**中学1年生時のアンケートにおいて、いじめを受けている旨の記載**があった。
- 学校は、当該生徒も加害行為を行っていたため、双方向の行為であり、いじめではないと認識していたことから、記者会見において「トラブルであり、いじめではない」旨の発言をした。



事案発生直後の時点で把握していたアンケートの記載や事実関係から、いじめの疑いがあるものといえるため、「いじめの重大事態」として捉えるべきであった。

- いじめの重大事態の判断は、**いじめの行為の有無が調査により明確になった時点で行うものではない。**
- いじめの「疑い」(被害者・保護者からの訴え、日記、アンケート等の記載)が確認された時点で「**いじめの重大事態である**」と判断を行うこと。
- 「いじめの重大事態」と捉えた後、いじめの事実関係について、組織を立ち上げて調査を行う。
(当該調査において、いじめの事実が確認できなかったという結果となった場合も、当該事案が「**いじめの重大事態**」に該当することに変わりはない。その場合は、「いじめの重大事態」として捉えて、組織を立ち上げて調査を尽くしたが、いじめの事実は確認できなかった。」という結論になる。)

いじめ対策に係る事例集(概要)

1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
 - 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、平成30年9月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。

2 特徴

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例や、学校現場において教訓となる事例を掲載した（37項目・47事例）。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3 目次

1 いじめの定義・認知

- 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
- Case01 加害・被害の関係性に気づきづらい事案
- Case02 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
- Case03 双方向の行為がある事案
- Case04-05 グループ内のトラブル
- Case06-07 組織的ないじめの認知
- Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2 学校のいじめ防止基本方針

- Case09 いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- Case10 学校基本方針の策定・見直しのプロセス（P D C Aサイクルに係る取組）
- Case11-12 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

3 学校いじめ対策組織

- 学校いじめ対策組織の構成・活動
- Case13 学校いじめ対策組織の構成員、活動
- Case14 いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
- Case15-16 校長の判断により事案の結果が左右された事例
 - ・リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
 - ・誤った判断により、事案が深刻化したもの
- Case17 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
- Case18 いじめの校内研修の実践例

● いじめへの組織的対応

- Case19 いじめの情報共有
- Case20 いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
- Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4 いじめの未然防止に係る取組

- Case22-23 児童生徒が主体となった取組
- Case24 学校における道徳教育
- Case25 弁護士等による出張授業
- Case26 インターネット上のいじめに関する啓発
- Case27 学校と保護者（PTA）、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5 いじめの早期発見

- Case28-29 効果的なアンケート
- Case30-31 いじめの通報・相談窓口
- Case32 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- Case33 スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- Case34-35 スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6 いじめへの対処

- Case36 いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- Case37 いじめに係る情報の保護者との共有
- Case38 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ確実な対応の記録方法、情報共有の方法
- Case39 教育委員会としての対応（指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等）
- Case40 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- Case41-43 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- Case44 インターネット上のいじめへの対応

7 いじめの重大事態

- Case45 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
- Case46 不十分な初動調査により、その後の事実説明が困難になった事例
- Case47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

いじめ対策に係る事例集 具体例①

(Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例)

1 事例の概要

(1) いじめの概要

- 小学6年男子Aが、同級生の男子B、C、Dから、下校中に冷やかしの言葉を浴びせられた。また、学校で、BがAの靴のかかを繰り返して踏もうとした。
- 個人懇談会で、Aの母親が担任に話したことにより発覚した。

(2) 事態の経緯と対応

- 個人懇談会において、担任は「すぐに対応したい」と母親に伝えた。しかし、母親は「本人が『先生に言ってほしくない。自分の力で仲良くなりたい』と強く言っているので、対応はしないでほしい。次、もし何かがあった場合はすぐに先生に言うように約束をしている」とのことであった。
- 懇談後、担任はいじめ対応チーム(学校いじめ対策組織)に報告し、対応について話し合った。すぐ対応した方が良いと判断し、母親に電話連絡をしてその旨を伝えたが、「やっぱり本人の意思を尊重したいので対応はしないでほしい」とのことであった。そこで、「もし今後、何かあればすぐに対応する」という約束をした上で話を終えた。
- 後日、BがAの上靴のかかを踏もうとしているところを他クラスの担任が発見し、すぐに担任に伝え、そのままBから聞き取りをした。B以外にAに嫌がらせをしている児童は誰かをBに聞くと、C、Dの名前が出たので、Aから事実確認した後、C、Dそれぞれからも聞き取りをした。内容はAやBが話していたことと一致していた。その後4人を集めて事実関係を確認した後、今回の問題点や人間関係の築き方について指導した。
- 4人全ての家に家庭訪問し、指導内容を伝えた。加害側の3人は保護者とともにAの家に行き謝罪している。

(3) 成果

- 担任は、Aの母親から話を聞いてすぐ校内いじめ対応チームに報告し、対応について話し合った。これを受けて、担任以外の教師も注意して見守りを行った結果、いじめの行為を見つけることができた。Aの母親の意向は、「対応はしないでほしい」ということであったが、組織的対応の体制を整えずに児童を注視しているだけでは、事態の深刻化を招く恐れがある。この事案では、母親の意向を尊重しつつ、何かあればすぐに対応するという姿勢で見守りを続けた結果、事態が深刻化する前に指導することができたと言える。

2 文部科学省によるコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である」とされている。
- 本事例は、被害児童もその保護者も教員が介入して解決に至ることを望んでいない事例であるが、「いじめ」という言葉を使うことなく見守りや指導を行うことで、被害児童や保護者の意向に配慮した生徒指導が可能であることを示している。
- 本事例については、被害児童及びその保護者に寄り添い、その意向を尊重しつつ、事態の深刻化を防ぐため、担任以外の教師も注意して見守りを行い、加害児童への指導につなげていった点が優れた対応であったと評価できる。

いじめ対策に係る事例集 具体例②

(Case15 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その1))

1 事例の概要

(1) いじめの概要

- 小学5年男子児童Aの体育着袋に入っていたシャツとズボンの名前をマジックで塗り消されたり、シャツが隠されたりすることが数回続いた。
- そのいじめは、放課後の児童がいない教室や廊下で起こっているため、発見が難しくなっていた。
- Aの母親が犯人捜しを徹底して行うよう強く要求し、犯人が見つからなければ、警察に被害届を出すことを要望してきた。

(2) 事態の経緯と対応

- 学級担任は、Aから訴えを聞き、学年主任、生活指導に相談するとともに、教頭、校長に報告した。校長は、校内いじめ対応ミーティングを速やかに行い、いじめ対策会議を招集し、教頭に情報の収集とAへの対応、役割分担を指示した。Aの母親に対し、学級担任とともに校長自ら家庭訪問し、事件の経緯と学校の対応について随時説明した。
- 校長の指示で、Aの心のケアを最優先し、養護教諭やスクールカウンセラーから心に寄り添い、不安感を取り除くケアを行わせた。
- 母親の怒りに対し、校長自ら対応するとともに、関係機関に依頼し、第三者(スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー)が母親の怒りや不安、不満を取り除く対応を行った。
- 学級便りや保護者会、児童へのアンケート調査を実施するとともに、加害者と疑われている生徒に対し、確実な情報をもとに、慎重に事情聴取することを指示した。
- 全校生徒に対し、校長講話を行い、被害児童の心情に寄り添い、心の痛みを感じることを訴えた。校長の心に響く話やアンケート調査から、加害児童2名が分かった。加害児童の保護者に連絡を行い、事情を説明するとともに、児童が行為に至った理由や心情を丁寧に聞き、相手の気持ちを考えることの大切さを指導した。

(3) 成果

- Aの母親は警察へ被害届を出すことを強く要望してきた。校長は逆にAの不安やストレスが一層高まり、学校への登校ができなくなることが心配であることを訴えるとともに、母親の心情を安定させるためにスクールサポーター、スクールソーシャルワーカーとの相談の機会を迅速に設けた。このことにより、母親の不安や不満を取り除き、学校との信頼関係を構築した結果、被害届は出されないこととなった。
- 全校生徒に対し、相手の憂いや悲しみ、不安を考えられる思いやりを持つことの大切さを訴えた。
- 今後の児童のより良い関係や、児童の心の成長を促す指導支援の大切さを一番に考えていくことを指導の方針に据え、複数の目で見守り、適切な役割分担を行い、迅速な対応を行った結果、被害者、加害者本人、保護者の理解を得た。

いじめ対策に係る事例集 具体例②

(Case15 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その1))

2 文部科学省によるコメント

①いじめ防止対策推進法の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任から報告を受けた校長が、速やかに学校いじめ対策組織を招集し、教職員に役割分担を指示するとともに、母親に対する説明・対応を自ら行うなど、リーダーシップを発揮し、迅速に対応した事例であると言える。

②児童生徒への支援の視点から

- 校長が、Aの心のケアを最優先に考え、養護教諭やスクールカウンセラーによる寄り添いを重視した対応を指示したことによって、Aの不安感を取り除くことができた。
- 事案について、学級便りの配布や保護者会の開催、児童へのアンケートの実施を行うことにより、学校全体で問題の解決に向けた対策を講ずることができた。
- 本事例は、今後の児童のより良い関係や、児童の心の成長を促す指導支援の大切さを一番に考えていくという指導方針の下、加害児童への指導が行われている。これは、「いじめの防止等のための基本的な方針」において「加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する」という方針に沿った対応とすることができる。

③保護者対応の視点から

- 被害児童の母親に対する事案の説明や学校の対応について、学級担任任せにせず、校長自ら家庭訪問に加わるなどの積極的な対応が、結果的に、被害児童の母親の不安を取り除くことにつながったと考えられる。
- また、被害児童の母親の怒りが収まらないことに対して校長が対応を行うとともに、関係機関と連携して、スクールサポーターやスクールソーシャルワーカーの活用を主導して行ったことが、母親の不安な心情を緩和させることになったと考えられる。
- 加害児童への指導が、保護者の理解を得て行われており、加害児童の保護者の立場にも配慮がなされている。

いじめ対策に係る事例集 具体例③

(Case16 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その2))

1 事例の概要

(1) いじめの概要

- 中学2年Aは、中学2年B、C、Dから数日間無視され、1週間以上に渡って欠席するに至った。
- その後、Cは、BとDから無視され、体調不良を訴えた。

(2) 事態の経緯と対応

①いじめの認知前

- 中学2年女子Aは、腹痛により欠席した。担任は生徒を通じて連絡ノートを届けたが、電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため電話連絡をすると「明日は行けそうです」という言葉があったため担任は安心したが、Aは翌日も欠席した。
- 担任は、欠席3日目も電話連絡をしたが、欠席の理由は把握しておらず、いじめと疑われる認識もなかったため、校内のいじめ対策組織に報告していなかった。
- 欠席4日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないか」という指摘を受け、担任が家庭訪問してAに確認したところ、B、C、Dから数日間無視されていることが分かった。Aの保護者からも「娘はB、C、Dから無視されていると言っている。3人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり調べて対応してほしい」と言われた。
- 担任はその日のうちにB、C、Dへ事実確認を行ったが、「そのようなことはない」と答えたので、再度Aに「事実は分からないが、気にしすぎではないか」と伝えて、明日は学校に来られるか尋ね、「学校に行く」というAの言葉を信じて連絡を終えた。
※この時点で担任は、トラブルはなかったと判断し、養護教諭には「いじめではなかった」と伝え、組織への報告もしていなかった。
- Aの欠席が1週間継続し、養護教諭は、いじめ対策組織の情報を集約する担当（以下「集約担当」という。）に、「Aの欠席はいじめが原因ではないか」と進言した。集約担当が管理職に報告すると「担任が本人に確認しているのだから担任に任せよう」との判断で、いじめ対策委員会での協議はされなかった。
- その後、Cが体調不良を訴えて保健室を訪れて「教室に居たくない。BとDから無視されて辛い。Aもいじめられて不登校になっている」と話した。養護教諭は、集約担当に報告し、集約担当は管理職に報告して、いじめ対策委員会が招集された。

②いじめの認知後

- いじめ対策委員会の協議を受けて、担任が家庭訪問を行うが、Aは会いたくないと言って面会できない。保護者に説明をするが「欠席してから1週間になるのに、なぜもっと早く気づいてもらえなかったのか。Cがいじめられていなかったら、うちの子はどうなっていたのか」と対応の遅さを責められた。
- Aの欠席はそれから数日続いたが、Aの自宅に担任と学年主任が家庭訪問し、対応が遅れたことを詫言るとともに、Cが学校でB、Dからいじめられたことや、B、Dに対して指導したことを伝えた。
- Aは保健室登校できるようになり、B、C、Dからの謝罪も受けたが、教室には入れない日々が続いている。
- Aの保護者からは、担任に対する不信感が募り「娘が学校に行けなくなったのは担任がいじめを発見できなかったからだ。担任を変えてもらいたい」と校長に依頼があった。
- Aの保護者とB、C、Dの保護者との関係は修復されたが、双方が担任を批判する側となり、担任は対応に苦慮している。
- その後、Aの保護者対応は、学年主任と養護教諭が担当している。
養護教諭には「いじめではなかった」と伝え、組織への報告もしていなかった。

いじめ対策に係る事例集 具体例③

(Case16 校長の判断により事案の結果が左右された事例(その2))

2 文部科学省によるコメント

①いじめ防止対策推進法の視点から

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」において、「学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要」とされている。
- 本事例は、Aの学級担任が適切な対応を行わなかったことはもとより、いじめ対策組織の情報集約を担当する教員が、校長を含む管理職に報告した際に、管理職が対応を担当任せにしたことで、事態が深刻化した事例である。
- 本事例では、初期段階で積極的にいじめと認知しなかったため、初動が遅れただけでなく、A及び保護者からの信頼を失ってしまった。とりわけ、学級担任が、養護教諭の進言やAの保護者の訴えがあったにもかかわらず、これを軽視し、いじめ対策委員会に報告しなかったことは適切でなかったと考えられる。
- 上述のとおり、養護教諭が、集約担当を通じてAに対するいじめの疑いを進言したにもかかわらず、管理職が対応を担当任せにし、いじめ対策組織で協議しなかった点については、組織的対応が不十分であったと認められる。

②児童生徒への支援の視点から

- 本事例では、学級担任が欠席3日目の時点で欠席理由を把握していなかったが、仮にいじめの兆候がなかったとしても、家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、欠席理由を把握するよう努めるべきであった。
- 被害生徒が教室へ入れない状況が続いている場合は、適切なアセスメントにより策定された支援計画に基づき、組織的・計画的に支援を行うことが必要である。

③保護者対応の視点から

- いじめの疑いを含め、欠席が続いた初期の段階からAの心情へ寄り添い、家庭での様子について情報提供を依頼するとともに、継続的な家庭への連絡や家庭訪問を通じて、Aが欠席をする理由や背景について探る必要があった。

いじめ対策に係る事例集 具体例④

(Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例)

1 事例の概要

(1) 事例の概要

- 6月に、全保護者を対象にした「いじめアンケート」を実施し、管理職が確認したところ、小学校1年生保護者より「以前は受けていたが今はない」という回答があった。また、同アンケートの自由記述欄には「担任の迅速な対応でいじめがなくなり感謝している」との記載もあった。
- 校長がこのことについて担任に確認したところ、「5月に当該保護者から『隣の児童から、何回かつねられたと子供が言っている。』と相談があったため、すぐに両者に聞き取りを行い、加害児童に指導するとともに、加害児童の保護者にも連絡した。その後、つねるといふ行為は全くなくなり、現在は仲良くなっている」と答えた。
- 担任が管理職へ報告をしなかったのは、「①いじめではなくいたずらという認識だったこと。②指導後、行為がなくなり仲良くなったこと。③被害児童の保護者から感謝の言葉をもらったことが理由である。」と話した。

(2) 事態の経緯及び対応

- 既にいじめの行為はなくなっており、被害児童の保護者も大きな問題と捉えているわけではないが、「複数回つねられたという事実があり、被害児童が嫌な思いをしていたこと」から、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告した。
- 担任に対し、当該児童の状況を引き続き見守るように指示するとともに、加害児童の家庭の状況等にも目を配っておくように指導した。
- 担任を含め全職員に対し、いじめかどうかの判断は個人で行わず、いじめの疑いがあると察知した場合は、全て管理職に報告することを再度指導した。また、いじめ防止対策推進法による「いじめの定義」を改めて確認させた。

(3) 原因及び課題

- 事案の軽重に関わらず、いじめの疑いがあると察知した場合は、すぐに管理職へ報告するというルールが校内で徹底できていなかったことが本事案の原因である。
- 幸いにも、本事案では、担任の迅速な対応によりいじめはおさまったが、もしも継続したり、重大化したりしていれば、学校の対応の瑕疵を問われることになる。担任の力量に左右されるのではなく、組織としていじめへの適切な対応を行っていくためにも、対応マニュアルを全職員でしっかりと認識し、確実に実施していくことが必要である。

2 文部科学省によるコメント

- 本事案は、担任がいじめの事案に迅速に対応したものの、そのことが組織的に共有されなかった事案である。担任は、管理職へ報告しなかった理由を3点挙げているが、①軽微ないたずらであっても、いじめになり得ることを認識していない、②いじめについては、学校いじめ対策組織（校内いじめ対策委員会）に報告を行う必要があることを認識していない、といった問題点を指摘することができる。
- 校長が、事案を把握した後、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告を行ったことについては、担任による個人的対応を、学校全体による組織的対応に位置づけた点で適切な判断であったと考えられる。
- 本事案の発生を契機に、いじめへの対応マニュアルを全職員が確実に実施していくことの必要性が認識されているが、このような「ヒヤリ・ハット」事例から教訓を引き出し、普段のいじめ対応の在り方の改善を図ることは、重要な視点であると考えられる。

いじめ対策に係る事例集 具体例⑤

(Case22 児童生徒が主体となった取組(その1))

1 事例の概要

(1) 取組の概要

- ①活動を始めた理由
- ②子供主体のいじめ防止活動に取り組んだ理由
- ③取組の経過

(2) 取組の成果

(3) 取組の留意点

詳細については事例集P56～59を御覧ください。

2 文部科学省によるコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」にもあるとおり、いじめの未然防止の基本は「児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う」ことである。本取組では「児童生徒は、自分たちの力でいじめ防止ができる存在である」という認識のもと、児童の納得感に基づく主体的な、かつ、児童の声を反映した活動が展開されるよう工夫がなされた試みである。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要」とされている。本取組は、このような考え方と基本的に合致するものであり、いじめが起きにくい学校をつくる上で参考になると考えられる。

子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)【概要】

(平成26年7月1日策定)

平常時の備え

【学 校】「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」と本指針を参考に、事後対応と基本調査ができるように、平常時より組織体制を整備

【設置者】研修や専門家の助言を得られる体制の整備(人材バンク)など、危機対応の体制整備

【都道府県教育委員会】研修、人材確保、規模の小さな地域の支援

自殺又は自殺が疑われる事案の発生

全件

基本調査

【調査時期】事案発生(認知)したその日から着手
【調査主体】学校を想定(設置者の指導・支援を受ける)
【調査内容】自殺に至る過程の分析評価ではなく、あくまで事実関係を整理するもの

1. 学校関係者のみで対応可能な調査
 - ① 遺族との関わり・関係機関との協力・連携、
 - ② 指導記録等の確認、③ 全教職員聴取(3日以内)、
 - ④ 亡くなった子供と関係の深い子供への聴取
2. 情報の整理
3. 整理した情報を設置者に報告
4. 基本調査で把握できた情報等を遺族に提供

詳細調査
移行の判断

設置者が判断(少なくとも次の場合は移行)

- ① 学校生活に関係する要素が背景に疑われる場合
- ② 遺族の要望がある場合
- ③ その他必要な場合

詳細調査

【調査主体】学校又は学校の設置者が、弁護士、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織を設置して行う
【調査内容】事実関係の確認のみならず、それらの事実の影響など自殺に至る過程の分析評価を可能な限り行う

<事前に遺族に説明を行う事項>

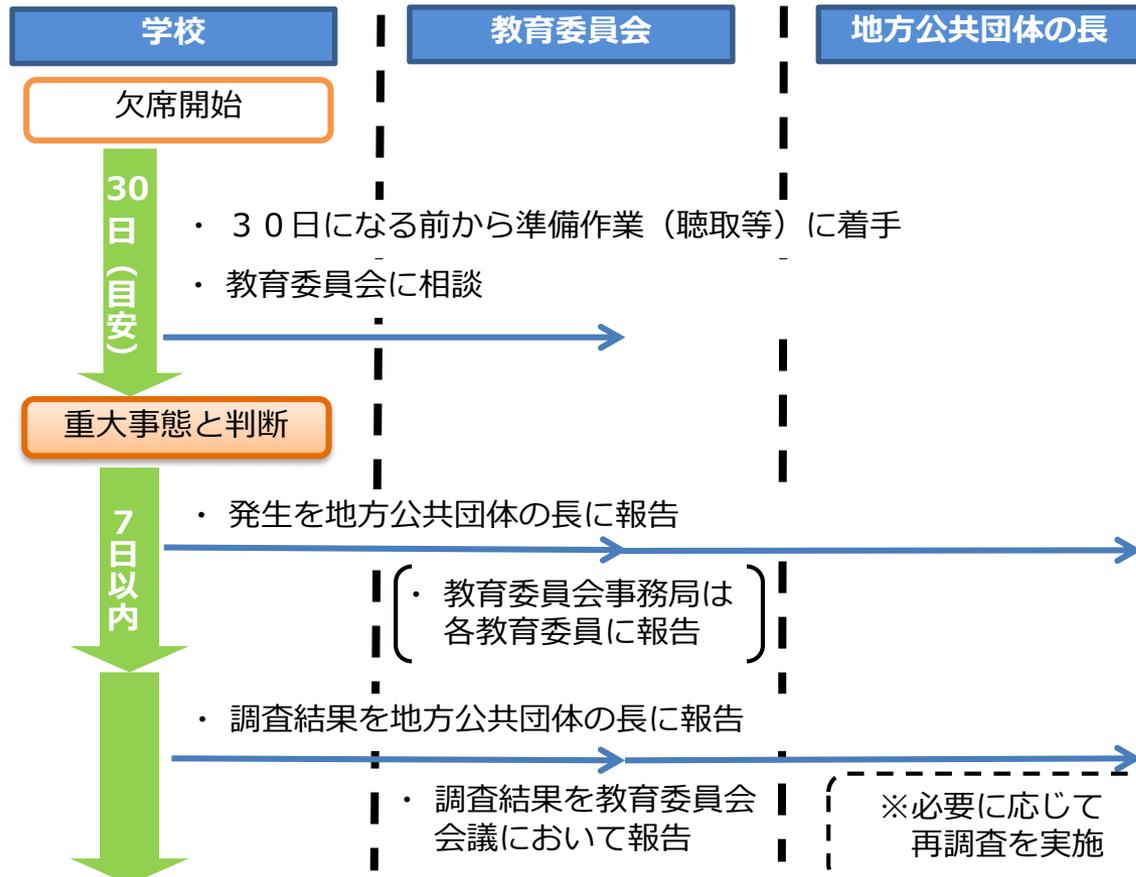
- ① 調査組織の構成
- ② 調査方法と調査事項
- ③ 遺族等に対する調査結果の説明(時期、内容、資料等)
- ④ 調査結果の公表(加害者、他の生徒・保護者、報道機関)と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月)【概要】

指針のポイント

- 調査の主な目的は、対象児童生徒の学校復帰への支援と再発防止
- 重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等と相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
- 学校による調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
- 「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して対象児童生徒を支援
- 調査結果については対象児童生徒とその保護者へ情報提供。また、いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、学校と家庭が連携して指導

<対応の流れ> ※公立学校の場合



参考条文

- いじめ防止対策推進法
(学校の設置者又はその設置する学校による対処)
第28条第1項
学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、(略)組織を設け、(略)当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 (略)
 - 二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「事件等報告書」による重大事件等の報告について

(事務連絡)「児童生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について

【公立】 平成27年4月24日付け

【国立】【私立】【株立】平成27年6月10日付け

⇒ いずれの事務連絡も、平成31年4月26日付けのメールで再周知済み。

○「事件等報告書」の趣旨

児童生徒をめぐる重大事件や自殺等について、各地方公共団体の担当課と速やかな連携をとるとともに、文部科学省において問題行動等の現状を適切に把握し、関連施策に生かすために用いるもの。

これ以外の用途で用いることはないため、**公表ベースでない情報についても幅広く情報提供をお願いします。**

○情報提供いただきたい事件等

(1) 児童生徒が自殺した場合**(自殺が疑われる場合や未遂を含む。)**

原則としてすべての事案について事件等報告書を提出願います。また、いじめを受けていた、友人関係で悩んでいた、教職員との関係で悩んでいた(これらの可能性があるものを含む。)など、**学校生活に起因する可能性がある場合や、事案が全国報道で扱われ得る場合は、特に速やかに情報提供**をお願いします。

(2) 学校内外を問わず、児童生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、**重大な犯罪又は触法行為を起こした場合(※)**

※ 殺人未遂、強盗、詐欺又は強制わいせつなどの事案

○報告書の提出方法

事案発生を確認した場合、速やか**(原則として24時間以内)**に、事務連絡別添の様式により作成し、E-mailで御提出ください。また、御提出いただいた際は、電話にて、提出された旨の御一報をお願いします。

※ 国立大学附属学校でいじめ防止対策推進法に定める「重大事態」が発生した場合、文部科学大臣に発生報告を行う必要がある(法第29条)が、その際、事件等報告書の様式を転用して差し支えない。